

第14回公判3/5(月)証人尋問 鎌倉やよい 看護師(検察側証人)

鎌倉やよい看護師は、検察官から鑑定嘱託を受け、平成29年3月16日回答書を作成しました。3月5日、検察側の証人として出廷し検察官、弁護人、裁判官よりそれぞれ尋問を受けました。

傍聴者(看護師)の感想より

今回は、検察側の証人として看護師が証言するという事で同業である看護師がどんな思いでどのような発言をするのか大変注目していました。冒頭で証人の経歴が確認されましたが、産婦人科病棟と外来の経験が約10年で以後教育者となり、現在は看護系大学の学長、教授の肩書です。研究のために週2回程度、施設に1年間に入られた経験があるとはいえ、まずは高齢者の看護や介護施設現場の理解が本当にあるのだろうかという印象を受けました。弁護人が、Aさんの食事に関する介護記録を時系列で読み上げ、証人に一つずつ誤嚥があったか、なかったかを確認しましたが、Aさんは摂食障害が主で入所後はおおむね嚥下には問題なかったことがよくわかりました。実際の現場では普段の食事の様子で嚥下に問題がないのに食事の場面ですっと付きっきりで見守ることはありえません。証人は、他の施設でお正月にお餅が出るため何人もの看護師が吸引器をもって見守っている事例を引き合いに出し、今回は看護師が他者の食事の全介助をしながら、当人を見守る位置にいなかったこと、本来ならもう一人見守るべき環境がなかったことが不幸だったと証言されました。年1回の特別な日(正月)の餅というリスクに対して複数の看護師配置という特別な環境を引き合いに出したことに、普通の日の普通の対応にどうして看護師個人の責任を問う事が出来るのか、検察側になぜ協力しているのかと本当に怒りがこみ上げてきました。

また、証人が出されたおやつはドーナツを実際にみて手で砕いていただいた後の弁護人とのやり取りで、当日Aさんはドーナツを牛乳に浸して食べており、泥状の形態だったのではないかという見解がありました。Aさんは自宅でもパンなどを牛乳に浸して食べている様子も紹介されながら、当日出されたおやつはゼリーとドーナツの2種類で嚥下にリスクのあったAさんへの誤配膳を問題とし、泥状のドーナツよりもゼリーのほうが安全という認識を示されていました。実際に食べたドーナツも初めて見たとのことですが、ゼリーもいろんな種類があり、食べ方によってはドーナツ以上にリスクがあり、ゼリーのほうが安全となぜ言えるのかたいへん疑問に思いました。

署名提出しました

累計16万4,891筆に

4/18(水)長野地方裁判所松本支部に新署名80,887筆を提出、これまでに累計で164,891筆が裁判所に届けられました。合わせてこの間に届いている訴因変更前の署名4,963筆も提出し、こちらは累計で194,240筆になりました。

新聞3社が訪れ小林会長らが取材を受けました。



無罪を勝ち取る会 支援集

5月20日(日)13時より

安曇野スイス村サンモリッツ

(長野県安曇野市豊科南穂高3800-1)

弁護団からの報告 支援者・当事者発言



第15回公判 3/12(月)証人尋問 根本学 医師 (検察側証人)

根本学医師は、検察官から鑑定嘱託を受け、平成28年6月30日鑑定意見書を作成しました。鑑定書では、ドーナツが気管から口腔のいずれかに詰まり窒息と判断しています。3月12日、検察側の証人として出廷し検察官、弁護士、裁判官よりそれぞれ尋問を受けました。

傍聴者の感想より

検察側は、窒息による外因死ということを示すために、1cmでも声門を閉塞させることは可能であること、窒息サインのない事例が散見すること、脳梗塞ではないことの根拠と考えられること、などを示していました。

Aさんの場合、声門の解剖や動き、牛乳と一緒に食べていたドーナツの形状、救急隊が示した挿管時の状況から窒息ではなかったと考える方が自然だと思いました。証人が1cm角でも窒息すると言って例に出したのはピーナツとしいたけで固形かつ唾液等水分がふくまれても柔らかくならないものでした。

看護師、介護士がおやつ時だったことで「窒息」との思い込みから記録や救急隊、病院へ伝えられたということであり、これが「窒息だった」という根拠にはならないのではないかと。

Aさんの日常生活、食事時の状況、ため込む摂食障害はあっても嚥下障害はないことなどから考えると窒息があったとしたら、ムセや苦しくて動くことの方が可能性が高い。背中合わせですぐそばにいた山口さんが全く気づかないうちに、短時間で意識を失う状況までになっていることを考えると窒息と考える方が不自然ではないでしょうか。

あくまで、鑑定時はなかった情報で、「あずみの里の証言はあくまで、事後のこと。公判で知った」という事も強調していました。

以降の公判で医学的な根拠についてさらに闘うこととなります。

ただ、この事件が刑事責任を問われるべきことなのか！犯罪として一看護師が刑罰を受けなければならないことなのか！

特養という生活の場で、体制の中で、豊かなくらしを支援していくということ。業務上過失致死でその場にいた看護師が刑事裁判を受けるという事がいかに不当なことか。

「刑事裁判の舞台は法廷だけではない」法廷の内、外が車の両輪となって無罪を勝ち取るまでたたかいを進めましょう。署名を上げましょう。傍聴支援と世論で裁判所を包囲していきましょう。

第16回公判 4/23(月)弁論更新手続き

4月から着任する裁判官・検察官に対し裁判の経過・論点を説明する弁論更新手続きが行われます。

☆傍聴支援 【今後の公判の予定】多くの方のご支援をお願いいたします。

第17回公判 6/18(月) 13:00 山田秋好氏 歯科医師 (検察側証人)

第18回公判 6/25(月) 13:00 福村直毅氏 医師 (弁護側証人)

第19回公判 7/2(月) 午後 時間未定 川嶋みどり氏 看護師 (弁護側証人)

☆カンパのご協力もお願いします。